

受理第31-2号

陳情書等

件名

保育の無償化、待機児童解消、保育士等の待遇改善
のために必要な措置を求める意見書の提出を求める

陳情

自治体に対して、国に意見書の提出を求める陳情書

保育の無償化、待機児童解消、保育士等の処遇改善のために必要な措置を求める 意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

1. 国に対して「保育の無償化、待機児童解消、保育士等の処遇改善のために必要な措置を求める意見書」を提出してください。

理由

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の実施そのものに反対するものではありませんが、多くの懸念事項があります。

無償化の実施にあたっては、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いることなく、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させることがないよう、以下のひな型にある点を強く要望するものです。

つきましては、貴議会より、国に対して、「保育の無償化、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための必要な措置を求める意見書」を提出していただけます。

2019年2月19日

名前 議長 氏名 様

団体名 京都保育団体連絡会
代表者氏名 会長 藤井伸生 印
住所 [REDACTED]

意見書ひな型

保育の無償化、待機児童解消、保育士等の処遇改善のために必要な措置を求める意見書

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。無償化の実施そのものに反対するものではないが、今回の政府提案には多くの懸念事項が指摘されている。保育の無償化によって、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いたり、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあることはない。

よって、国においては、必要な財源を確保し、だれもが安心できる保育の実現と無償化を実現されるよう、以下について要望する。

1. 給食食材費は実費徴収ではなく、無償化の対象にすること。
2. 無償化に財源をとられることで、保育の質的量的拡充が停滞する事がないよう、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
3. 公立保育所も無償化されることで自治体負担が増す事ないように、必要な措置を講じること。
4. 認可外保育施設の取扱については質確保の点で問題があるため、等しく質の高い保育を保障できるよう、認可外施設への指導・監査体制を抜本的に強化し、その認可を促進するなど質量ともに充実させ、子どもの命・権利を最優先にした措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年 月 日

○○○議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

宛（各通）

内閣府特命担当（少子化対策）大臣

衆議院議長

参議院議長